

控 訴 状

令和 8 年 2 月 3 日

5 東京高等裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

10 控訴人訴訟代理人弁護士 足 立



差止請求控訴事件

訴訟物の価額 金 1 6 0 万 0 0 0 0 円

貼用印紙額 金 1 万 9 5 0 0 円

15 別紙当事者目録記載の当事者間の甲府地方裁判所令和 5 年（ワ）第 4 0 8 号差止
請求事件について、同裁判所が令和 8 年 1 月 2 0 日に言い渡した判決は、全部不服
であるから、控訴を提起する。

第 1 原判決の主文

20

- 1 被告は、消費者との間で、令和 6 年度の山梨県地域枠による学校推薦を受け
た山梨大学医学部医学科の受験生が将来医師になる際の「山梨県地域枠等医師
キャリア形成プログラムの適用に係る誓約書」を受領するに際し、下記内容の
意思表示を行ってはいらない。

25

記

学校推薦による山梨県地域枠入学後の条件に消費者が違反した場合に、消費

者が被告に対して違約金を支払うものとする意思表示

- 2 被告は、消費者との間で、令和3年度以降の山梨県地域枠による学校推薦を受けた山梨大学医学部医学科の受験生が将来医師になる際の「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書」を合意するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

記

学校推薦による山梨県地域枠入学後の条件に消費者が違反した場合に、消費者が被告に対して違約金を支払うものとする意思表示

- 3 被告は、第1項及び前項の意思表示が記載された誓約書、入試要項、契約書及び指針その他一切の表示を廃棄せよ。
- 4 被告は、その職員ら及び山梨県地域枠を設定している大学に対し、第1項及び第2項記載の意思表示を行ってはならないこと並びに第1項記載の誓約書、第2項記載の契約書、入試要項及び指針その他一切の表示を廃棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

- 1 控訴状 副本 1 通
- 2 資格証明書 1 通

以上

(別紙)

当事者目録

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

5

控訴人（原審被告） 山梨県

同代表者知事 長崎 幸太郎

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-3-7 ARISTO平河町3階

紀希綜合法律事務所（送達場所）

10

電話：03（6825）4552

FAX : 03 (6 8 2 5) 4 5 5 3

上記控訴人訴訟代理人弁護士 足立 格

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地主婦会館プラザエフ6階

15

被控訴人（原審原告） 特定非営利活動法人消費者機構日本

同代表者理事 鈴木 敦士

以上